

欧州特許庁における明確性の欠如と不十分な開示との区別

Dr. Matthias Kindler*, Dr. Stephan Steinmüller**

事務局 (訳)

概要

EPOにおける付与後手続では、明確性の欠如 (lack of clarity) と不十分な開示 (insufficient disclosure) とを区別することが特に重要となる。この2つのうち後者だけが異議理由となるからである。本稿では、技術審判部における近年の判例法に基づき、EPOの現在の実務を分析していく。更に、出願書類の作成、異議手続における特許の防御、そして不十分な開示を基礎とする特許への異論提起に関して、EPOが現状で採用しているアプローチが実務者にとってどのような意義を有するのかについて論じていく。

1. はじめに

ある発明が十分に開示されていないのか、又は明確性の欠如 (だけ) が存在するのかに関する問題は、付与クレームに両義性 (ambiguity) が存在する場合に生じることが一般的である。EPO技術審判部によるいくつかの審決は、この問題を扱っている。ここ数年、この問題に関する判例法は更に発展し続けている。現時点でEPO審判部は、何らかの総意、又は少なくとも優勢な見解に達したものと言って差し支えないであろう。

本稿では、クレームにおける両義性の存在が単に明確性の欠如に相当するだけの場合と、それが結果的にクレーム発明の不十分な開示に至る場合について分析していく。この分析に基づき、特許出願書類の作成、異議手続における付与特許の防御、そして異議手続における付与特許に対する攻撃に関して、EPOのアプローチが欧州の特許実

務者にとってどのような意義を有するのかについて述べていく。

2. EPCの規定

欧州特許条約の条約本文又は規則のいずれから「両義性 (ambiguity)」という文言を発見することはできない。むしろこの文言は、各事案の具体性に応じて、明確性の要件又は十分な開示の要件に関係する可能性がある争点を定義する目的で、審判部が編み出したものといえる。

この観点に基づき、そしてEPCにおける関係規定の枠組みを定義する目的で、最初にEPCの各規定の文言を検証していく。

2.1 出願手続段階で関係する規定

EPC第84条に規定する明確性の要件は次のとおりである。

「クレームは保護を求める事項を定義する。クレームは明確 (clear) かつ簡潔であり、明細書によって裏付けられるものとする。」

十分な開示については、EPC第83条で次のように規定されている。

「欧州特許出願は、当業者が発明を実施する

* Partner, German and European Patent Attorney, Hoffmann Eitle

** Partner, German and European Patent Attorney, Hoffmann Eitle

ために十分な程度まで (sufficiently) 明確かつ完全な態様で、発明を開示 (disclose) する。』

EPC 第 97 条 (1) によると、出願を処理する審査部は、欧州特許出願が EPC の要件を充足しているものと考えられる場合、欧州特許の付与を決定する。すなわち特許が付与されるためには、EPC 第 83 条及び第 84 条の要件を充足しなければならない。

2.2 異議段階における EPC の規定

EPC 第 100 条によると、異議申立ては次の理由に基づき可能である。

- (a) 欧州特許の保護対象が EPC 第 52 条から第 57 条までに基づき特許されない。すなわち、たとえばクレームされた保護対象が次のいずれかに該当する。
 - 先行技術に対して新規でない (EPC 第 52 条, 第 54 条)。
 - 先行技術に対して進歩性を持たない (EPC 第 52 条, 第 54 条, 第 56 条)。
 - 外科的若しくは治療的な人体又は動物体の処置方法に関するものであり、それ自体の特許性が排除される (EPC 第 53 条 (c))。
- (b) 欧州特許が、当業者が実施するために十分な程度まで明確かつ完全な態様で発明を開示していない、すなわち EPC 第 83 条の要件が充足されていない。
- (c) 欧州特許の保護対象が、出願時の出願内容を超えるものである。

EPC 第 100 条に規定する異議理由のリストは網羅的であり、したがって具体的に規定している理由だけを引用することができる。ここで注意すべき点として、EPC 第 84 条に規定する明確性の要件は、主張可能な異議理由のリストに含まれていない。

2.3 明確性の欠如か、不十分な開示か？ —この違いは小さいが重要である

この結果、異議手続において、クレームの保護対象が、当業者が過度な負担を伴うことなく再現可能な態様によって開示されていないという見解を異議部が示した場合、その欧州特許は取消を免れることができない。EPC 第 123 条 (2) の規定によると、出願が行われた後、欧州特許又は欧州特許出願に何らかの情報を取り入れることは認められない。したがって、不十分な開示に関する拒絶理由に回答して、欧州特許の開示内容を補充することは不可能である。すなわち、不十分な開示に関する拒絶理由に非の打ち所がなければ、それを克服することはきわめて困難であり、不可能ともいえる。

これと対照的に、EPC 第 84 条で意味する明確性の欠如は異議理由として示されていないことから、異議手続で引用することができない。特許出願の審査手続中に限り、すなわち特許付与前に限り、明確性の要件充足が必須となる。欧州特許付与の阻止を求める者は、明確性の欠如に関する異論を含む第三者の見解書を提出することも可能であろう。しかし当所の経験からすると、このような異論によって特許付与が阻止されるものと予測することは、一般的に不可能である。

これらの考察から、欧州特許の開示内容を、明確性のみに関係するものと、十分な開示に関係するものとで区別することが、それに対応して異議手続で展開される主張の適切性を評価するためにきわめて重要である。そこで明確性の欠如と不十分な開示との境界線が引かれる場所を見極めるために、EPO 審判部における最近の判例法を分析し、以下に述べていく。

2.4 定義に欠陥があるパラメータの形式による両義性

発明の開示が不十分であるのか、又は明確性の欠如 (だけ) が存在するののかに関する問題は、いわゆる「定義に欠陥がある (ill-defined)」パラメータ、すなわち正確な定義及び／又は適用可能な測定方法に疑義があるパラメータがクレーム中に存

在する場合に生じることが多い。具体的には、付与特許に測定方法が示されておらず、(標準的な)測定方法が公知技術に存在していない場合、又は複数の測定方法が知られているが、それぞれ異なる結果が生じる場合、そのパラメータの定義には欠陥がある。この場合、所定の製品又は方法がクレーム文言の範囲に含まれるのか否かについて、確実性をもって評価することは一般的に不可能である。これに関する問題は、特許に何らかの標準が引用されているが、その公開日が示されていない場合(標準は時間が経てば変更される可能性がある)、又はその標準的にによって要求される特定の条件が省略されている場合においても、生じる可能性がある。

3. 関係する判例法

3.1 T 256/87 審決：クレームの禁止領域

T 256/87 審決において審判部は、(明細書を含む)特許文献を読んだ当業者が、(i) その本質的な内容すべてによって発明を実施可能であり、(ii) どのような場合に自身がクレームの禁止領域内で実施したことになるのか知っている、という立場に置かれることが、十分な開示に必要なすべてのものであると判断した。

しかし上述した審決において審判部は、「クレームの禁止領域 (forbidden area) 内」という表現の正確な解釈はどのようなものであるのか、すなわち、この表現がクレームの保護範囲について述べているのか否か、述べているとすれば、その範囲をどのように決定するのか、具体的に示さなかった。この表現について EPC 規則は明言していない。また審判部が T 256/87 審決を表明した時点で、過去の判例法において「クレームの禁止領域」の定義は確立されていなかった。

以下、この表現に関係するものと考えられる EPC の規定について分析していく。

3.2 「クレームの禁止領域」の意味 — EPC の規定

EPC 第 84 条は次のように規定している。

「クレームは保護を求める事項を定義する。」

「クレームの禁止領域」が「保護を求める事項」によって定められるのか否かは明らかにされていない。しかし、EPC 第 69 条では次のように規定していることから、この考え方は合理的と思われる。

「欧州特許又は欧州特許出願によって与えられる保護範囲は、クレームによって決定される。」

EPC 第 84 条を伴い EPC 第 64 条を解釈した場合、保護を求める事項、すなわち特許権者から対応する許可を得ていない者に対する禁止領域に相当する保護範囲は、クレームによって定義されるものと推定するのが合理的と思われる。

しかし EPC 第 64 条 (3) は次のように定義している。

「欧州特許権の侵害については国内法で扱う。」

特定の行為が欧州特許権の侵害を構成するの可否かの評価が、クレームの禁止領域のみを基礎とすることは明らかである。しかしこれは、欧州特許庁がクレームの禁止領域を定義してはならないことを意味しており、このような定義が行われた場合には、EPC 締約国が国内法に基づき侵害事案を処理する権利が制限されてしまうであろう。この結果、「クレームの禁止領域」の意味に関して T 256/87 審決から生じた問題について、EPC の規定に基づき回答することが不可能になってしまう。

3.3 「クレームの禁止領域」の意味 — T 1062/98

クレームの禁止領域の意味、及びそれが十分な開示の評価とどのように関係するのかについて T 256/87 から生じた問題については、最終的に T 1062/98 審決において次のような回答が示された。

「何らかの特徴がクレームされた特徴を侵害しているのか否かについて当業者が判断できるのか否かは、EPC 第 83 条で要求される十分な開示の問題ではない。その一方で侵害行為が存在するかどうかは、国内裁判所が決定する問題である。クレーム範囲の決定は、保護を求める事項がクレームによって適切に定義されているのか否かの問題に関係する。これは EPC 第 84 条によって課される要件である。」

すなわちこの審決では、どのような場合に自身がクレームの禁止領域内で実施したことになるのか、当業者が知っているのか否かの問題に対する回答が、EPC 第 83 条で意味するようにクレームの保護対象が十分に開示されているのか否かの問題に対する回答でもあると、即座に受け止めてはならないことを確認している。

いずれにしても、どのような状況において明確性の欠如が結果的に十分な開示の欠如に至るのか、その問題は残されている。

3.4 T 608/07 審決：明確性の欠如は、十分な開示の欠如と同等ではない

この問題に対する回答は T 608/07 審決で示された。審判部は本件において、クレームされた保護対象に明らかに存在している明確性の欠如が、結果的に十分な開示の欠如の構成にも至るのか否かの問題について回答する必要があることを認めた。これに関して審判部は、不十分性の問題については T 256/87 審決（異議申立人が引用）と本質的に同じであることを確認した。

明確性の欠如（lack of clarity）と十分な開示の欠如（lack of sufficient disclosure）とを明確に区別する目的で、審判部は「両義性（ambiguity）」という用語を取り入れた。したがってこの用語は、クレームされた保護対象において明確性の欠如を示している特徴であって、そこから十分な開示の欠如が生じるのか否かについても引き続き評価すべきものに関係する。この目的で審判部は、両義性によって、不十分な開示に関する拒絶理由に至ることは十分にあり得ると指摘した。審判部は更

に、クレームの保護対象における両義性は、そのクレーム範囲にも関係することから、EPC 第 84 条の規定に関する問題を示すことを確認した。特に審判部は、EPC 第 83 条を引用して提起された拒絶理由が、実際には EPC 第 84 条で意味する明確性の欠如に関する拒絶理由の単なる「変装」ではないのか、注意深く評価しなければならないことを強調した。

審判部は、不十分な開示に関する拒絶理由から明確性の欠如に関する拒絶理由を区別する場合、クレームの保護対象における両義性の存在を証明するだけでは十分ではないと指摘した。特に、クレーム範囲の境界線における両義性の存在を証明しているが、その両義性がクレーム範囲全体に与える影響を検証していない場合、その証明は十分なものといえない。

むしろ、クレームの保護対象が十分に開示されていないことを証明する場合、一般的には両義性が次に該当することを示す必要がある。

- (i) クレームの境界線のみにおいて顕著ではない。
- (ii) その反対に、クレーム全体に浸透している。
- (iii) 発明が保証するものを当業者から剥奪する効力がある。

審判部が T 608/07 審決で示した理由を読み解く限り、どの程度の両義性であればクレーム全体に浸透しているものといえるのか、どのような種類の効力によって、結果的に発明が保証するものを当業者から剥奪するのか、その情報が即座に得られるわけではない。したがって、T 608/07 審決における判断が、今後の EPO 審判部における判例法にどのように適用されるのか、引き続き検証していく必要がある。

3.5 T 593/09 審決：T 608/07 の実際適用例

3.5.1 事件の詳細

T 593/09 審決の基礎となった事件において審判部は、以下に引用する特許クレームで定義される保護対象に関して、所定の LTC 温度範囲が

EPC 第 83 条で意味する程度まで十分に開示されているのか否かについて評価する必要があった。

「ポリエチレンテレフタレート樹脂で覆われた金属シートであって、130℃から165℃までの範囲のLTC温度を有するポリエチレンテレフタレートで構成される2軸配向皮膜が、金属シートの少なくとも1面に覆われているもの。」

「LTC温度」という用語は「低温結晶化 (low-temperature crystallisation) 温度」の略語であり、便宜性及び可読性の改善のために使用されている。

異議対象とされた特許明細書では、クレームで定義された発明の基礎として特許に記載されている課題を解決するため、すなわち低コストのポリエチレンテレフタレートで覆われており、金属容器に容易に形成可能であり、優れた耐剥離性、耐浸透性、耐衝撃性を有する金属シートを得るために、クレームされたLTC温度がきわめて重要であると記載していた。

LTC温度を決定する方法に関して特許明細書には、この温度が示差走査熱量測定 (differential scanning calorimetry, DSC) を使用して決定可能であると記載されており、この方法によると、冷却ポリエチレンテレフタレート皮膜が段階的に加熱される時点で、発熱ピークが観測される。しかしDSC方法に適用される加熱速度に関して、特許明細書には何の情報も提供されていなかった。

異議手続では次の証明が行われた。

- DSC方法では異なる加熱速度が一般的に適用されており、特定の加熱速度が好まれることはない。
- DCS方法で適用される加熱速度が毎分2℃から毎分16℃に変更された場合、具体的なサンプルのLTC温度として得られる数値は21℃近く変動する。

換言すると、ある同一のポリエチレンテレフタレートのLTC温度が、異なる加熱速度を使用し

たDSC方法によって決定された場合、そこで観測される数値変動は、特許クレームで定義された温度範囲 (130℃から165℃) の幅の60%を超えてしまう。

3.5.2 審判部の判断

審判部は、ポリエチレンテレフタレートのLTC温度を決定する場合、いずれの具体的な加熱速度を適用するのか、当業者が、異議対象の特許から又は異議対象の特許の出願日における自身の共通一般知識から知ることはなかったであろうと判断した。

審判部は更に、LTC温度はDSC方法に適用される加熱速度に強く依存すると指摘した。これによって審判部は、何らかの所定のポリエチレンテレフタレート皮膜が、異議対象の特許で要求されるLTC温度を有しているのか否かについて、当業者は確認することができなかったであろうと判断した。

こうして審判部は、きわめて重要なLTC温度の定義に欠陥があることから、発明による利点と主張される優れた特性、すなわち、その耐剥離性、耐浸透性、耐衝撃性に関して、当業者は各ポリエチレンテレフタレートを個別にテストする必要性に迫られるであろうと結論付けた。市場には異なる特性を有する膨大な種類のポリエチレンテレフタレートが流通しており、たとえば反応条件又は触媒を変えることによって合成される、更に大量のポリエチレンテレフタレートが利用可能であることから、これは不当な負担を構成する。こうして本件で主張されていた発明は、開示が不十分であると判断された。

審判部は更に、十分な開示の欠如から明確性の欠如を区別することに関しても意見を述べ、EPC 第 83 条で意味する不十分な開示を証明する目的で、具体的な事例におけるパラメータの定義に欠陥があり、当業者が不当な負担を伴わなければ、争点とされる特許の基礎となる課題の解決に必要な技術的手段を (特許の開示内容及び当業者の技術常識に基づき) 特定できないと証明することがきわめて重要であると指摘した。これに関し

て審判部は、T 608/07 審決を引用した。

このように審判部は、「発明が保証するものを当業者から剥奪する (the skilled person is deprived of the promise of the invention)」という表現について、T 608/07 審決で使用された解釈と同様に、当業者が不当な負担を伴わなければ、主張される発明の基礎となる課題を解決するために必要な技術的手段 (たとえば適切な化合物の選択) を特定できないという意味に解釈した。

3.6 T 608/12 審決 : T 608/07 の実際適用例

当業者がクレーム範囲内で実施しているのか否かについて知っているという問題には多くの議論があるが、T 608/12 審決において審判部は、これはクレーム保護の境界線に関する問題であるから、十分な開示の問題ではなく、むしろ EPC 第 84 条の規定による明確性の問題であると判断した。

審判部の更なる理由付けによると、ある未知の組成物がクレーム保護の範囲内又は範囲外のいずれに位置するのか確認が不可能であったという問題は、クレーム発明の境界線に関するものであるから、EPC 第 83 条で要求される十分な開示の問題ではなく、国内裁判所によって決定される事項である。

3.7 T 2290/12 審決 : T 608/07 の実際適用例

T 608/07 審決で示されたアプローチは、T 2290/12 審決においても支持された。審判部は T 608/07 を明確に引用して、同審決では、両義性から生じる不十分な開示の拒絶理由が、実際には EPC 第 84 条に基づく拒絶理由を単に隠したものではないのか、その点に注意を払わなければならないと述べていることを強調した。これは一般論として、このような両義性では十分な開示の欠如に至ることができず、単にクレーム中に両義性が存在しているだけでは不完全という意味ではない。むしろ、不十分な開示が成立するためには、更なる要件を充足しなければならないという意味である。具体的には、当業者が特許明細書及び自身の技術常識を更に活用した場合であってもク

レーム発明が実施不可能な程度まで、明確性の欠如 (両義性) が特許全体に影響を与えていることを証明しなければならない。

3.8 T 1608/13 審決 : T 608/07 の実際適用例

T 1608/13 審決も同様の理由付けに従うものであった。この審決において審判部は、明確性 (EPC 第 84 条) と十分な開示 (EPC 第 83 条) とは EPC に基づく別個の 2 つの要件であり、厳格に区別しなければならないことを再確認した。審判部は更に、T 608/07 審決を明確に引用して、明確性の欠如の可能性があったとしても、発明が保証するものを当業者から剥奪しなければ、それは不十分な開示に至らないと判断した。

3.9 T 2001/12 審決 : T 608/07 の実際適用例

T 2001/12 審決は、明確性の欠如と不十分な開示との境界線を扱っただけでなく、進歩性の欠如と不十分な開示との境界線も扱ったことから、特に興味深い事件である。この審決において審判部は、当業者が出願/特許に基づき、クレーム対象外の技術的効果 (すなわち、明細書のみを開示されているが、クレームに存在していない技術的効果) を実施不可能であるという主張を基礎として、不十分な開示の拒絶理由を正当に主張することはできないと判断した。

審判部が示した理由付けによると、クレーム発明によって、その出願/特許で定義されている技術的課題を解決可能であるのか否かについて疑義がある場合には、次の帰結が考えられる。

- (i) 課題を解決するものとして出願/特許に開示されている特徴が、クレームで特定されていなければ、クレームにすべての本質的特徴が含まれているものといえず、明確性の欠如による拒絶理由が生じる。
- (ii) クレーム発明が実際に課題を解決する能力があるのか信憑性に欠ける場合には、進歩性の欠如による拒絶理由が生じる可能性がある。

しかし、このような技術的効果の達成に関係する課題によって、十分な開示の欠如による拒絶理由に至る可能性は存在しないであろう。

3.10 いずれの判例法の流れが優勢なのか？

T 256/87 で採用された理由付けに従う事例は、最近の1件の審決、すなわち T 18/08 だけである。これと対照的に T 608/07 で示されたアプローチは、概して多数の審決で支持されており、これらの審決には、たとえば T 2331/11, T 608/12, T 2001/12, T 2290/12, T 1608/13, T 646/13 などが含まれる。

近年の判例法からみて EPO 審判部は、2番目の流れの判例法 (T 608/07) に従うという総意、又は少なくとも優勢な見解に達したと考えて差し支えないであろう。最近ではこの評価が、T 646/13 審決によって更に強化された。同審決において審判部は、クレームの「禁止領域」の定義を EPC 第 83 条に関する問題として考慮してはならないという意見が、現在の審判部の中で明らかに優勢であると明確に述べている。審判部の更なる理由付けによると、このアプローチは過去の審決に抵触するものではなく、むしろ時間的な枠組みが広がる中で、特定の問題に対する判例法の発展を示すものとされている。

4. 欧州の特許実務者にとって、どのような意義を有するのか

これまでに述べてきた、不十分な開示に関する EPO の現在のアプローチは、当然ながら実務的に重要な意義を有している。以下、欧州特許実務のさまざまな側面から、これらの意義について論じていく。

4.1 出願書類の作成

出願後、そこに新たな保護対象を組み込むことは認められない。換言すれば、欠落しているかもしれない情報を出願後に補充することはできない。十分な開示に関する EPO の基準を満たしていなければ、その不十分な状態は継続する。

欧州特許出願の手続において、明確性の欠如は特許付与の障害となる可能性がある。特許付与後であっても、何らかの明確性の欠如が、付与後の異議手続において不十分な開示に関する異議理由に至るかもしれない。したがって出願書類を作成する時点で、すべての明確性の欠如が既に除去されているべきである。

この目的を達成するために、次のガイドラインが有益であろう。

- 発明に関して記載したパラメータを決定するために使用される方法について、その詳細をすべて説明する。すなわち、実施するための使用体制が整っており、どのように分析用のサンプルを作成して測定を実施するのか、研究所の技術者に指示を与えることができる方法についての説明を提供する。
- 国際的基準で定義される方法であっても、その方法の説明を完全かつ明瞭なものとするために特別な条件を示す必要がある旨について、その基準で定義されている可能性があるもので、その方法を単純に引用してはならない。
- したがって、あるパラメータを決定する目的で国際的基準で定義されている方法を使用する場合には、適用される特別な条件についても説明しなければならない。両義性が生じるおそれを排除するために、使用される方法の詳細すべてを説明することが強く推奨される。

4.2 異議手続における特許の防御

T 608/07 審決では、両義性から生じる不十分な開示に関する拒絶理由が、実際には単なる明確性の欠如による拒絶理由であるが不十分な開示であると「変装」したものでないのか、それについて注意を払う必要があると述べている。したがって、異議手続において不十分な開示を主張する異議理由が提起されているが、この異議理由がクレームの両義性を基礎とする場合には、次のガイドラインによる分析を行うことが有益であろう。

- あるパラメータが両義的な態様で定義されており、結果的にそのパラメータから観測される数値に変動が生じる場合には、その変動がクレームされた範囲の幅と比較して小規模であるのか否かを評価する。変動がクレーム範囲の幅の50%を大きく下回ることが証明可能であれば理想的である。
- 変動が50%を大きく下回る場合には、その範囲の境界線のみにおいて両義性が存在しており、範囲全体に浸透していないことを主張する。更なるステップとして、当業者は「発明が保証するもの」を達成可能であることを主張すべきである。これは次の両方が対象となる。
 - (i) 発明の利点となる効果を得ることができる。
 - (ii) クレーム発明の根底にある課題を引き続き解決することができる。

4.3 特許に対する異議申立て

開示事項を認められる態様で補充することは一般的に不可能であることから、異議手続では、不十分な開示に関する主張に説得力があれば、特許全体を完全に取消すことが可能となる。しかし、欧州特許公報に付与の言及が公表された後9か月以内に異議理由を提起し、それを具体化させる必要がある。この点から、クレームに両義性、すなわち明確性の欠如が存在しているのか否か、その両義性がクレーム範囲全体に影響を与えることが証明可能であるのか否かについて、十分な時間的余裕をもって事前評価することが重要である。通常であればこれに基づく見解を証拠によって裏付ける必要があり、これは一般的に、実験データを用意しなければならないことを意味する。これには時間を要する可能性がある。

パラメータ及び／又はパラメータの測定に使用される方法の不完全な定義など、クレームに両義性が存在する場合には、説得力のある主張を作成する目的で次の点に留意されたい。

- パラメータの測定に使用される方法の詳細が

完全に説明されていないことを理由として、パラメータの定義が不十分であると単純に主張してはならない。異議部は、このような主張が明確性の側面のみに関するものであるという見解を採用する可能性がある。

一次を示す(実験)証拠を提示する。

- (i) パラメータの定義が両義的であるために、観測される数値が変動する。
- (ii) クレームされた範囲の幅と比較して変動が大きいために(これは一般的に、変動がクレームされた範囲の幅の50%を超えることを意味する)、クレームされた範囲全体に浸透している。
- (iii) 過度な負担を伴わなければ「発明が保証するもの」を達成することができない。すなわち、次の両方を達成することができない。
 - (iii-a) 発明の利点となる効果の達成
 - (iii-b) クレーム発明の根底にある課題の解決

5. おわりに

不十分な開示は、これに関する欠陥を特許の補正によって是正することが不可能であるために、異議理由としては強力なものとなる。しかし付与クレームにおける明確性の欠如は、EPOに対する異議手続における審査の対象とされていない。したがって付与後の段階では、明確性の欠如と不十分な開示とを区別することが最重要項目となる。特にクレームが両義的な文言で記載されている場合には、その両義性が単なる明確性の問題を構成するだけなのか、それとも十分な開示の欠如が生じる程度まで、その両義性がクレームに浸透しているのか、特定が必要となるであろう。

(原稿受領日 2018年12月20日)